

2019年1月16日
日本たばこ産業株式会社

「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）等」についてのJT意見

日本たばこ産業株式会社(以下、「当社」)は、12月21日に公表された「健康増進法施行令の一部を改正する政令（案）等」(以下、「政省令案」)に関する意見を以下に申し述べます。

健康増進法施行令の一部を改正する政令案等について（概要）

2. (3) ② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

加熱式たばこの受動喫煙による健康影響について、厚生労働省は「現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」との見解に立ち、改正健康増進法において紙巻たばこは異なる措置を定めております。

そのような中、今般公表された政省令案では、「喫煙専用室」や「指定たばこ（以下、加熱式たばこ）専用喫煙室」等における煙の流出防止にかかる技術的基準について、「出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m 毎秒以上であること」等の一律の基準が定められております。

しかしながら、加熱式たばこについては、燃焼による煙や副流煙が発生しないため、紙巻たばこと同様に議論されるべきものではないと考えております。

当社では、実際に営業しているカフェにおいて、加熱式たばこ製品を使用した際の喫煙エリア及び非喫煙エリアにおける空気環境への影響を外部有識者監修の下で調査し、その結果をホームページで公表しております※。加熱式たばこを使用した際の周囲の室内環境への影響は紙巻たばこは大きく異なることから、加熱式たばこ専用喫煙室におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準を定める際には、科学的エビデンスに基づいた十分な検討が必要と考えております。

当社は、望まない受動喫煙の防止については賛同しており、これまでも喫煙環境の整備やマナー啓発活動等を積極的に実施してまいりました。また、加熱式たばこは、たばこにおける新たなカテゴリーであることから、当社といたしましては、たばこに関する様々な課題を解決する可能性があるものと期待しております。今後も加熱式たばこに関する調査や研究を継続するとともに、その科学的知見や成果について情報提供をさせていただきます。

以上

※ 参考資料

加熱式たばこ使用時の空気環境影響調査結果について

https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2018/1002_01.html